

飲食料品の販売等に係る注意事項

1 販売の安全性及び表示の信頼性の確保について

まつりにおける一切の販売品について、消費者の安全確保はもとより、生産者や当まつり、ひいては農林水産業に対する信頼を損ねることが決していないよう、法令の遵守、安全・衛生管理について、遺漏なく対応いただくようお願いいたします。

※事務局が不適切と判断したものについては、販売を中止していただきます。

(1) 販売品等の安全性の確保について

① 飲食料品の販売・提供にあたっては、手洗いの励行、十分な加熱調理、販売ブースの清掃、清潔な衣服着用など衛生管理の徹底に努めてください。会場で調理を行う場合は、原則、提供直前に加熱調理したもののみ提供可能です。また、販売品目について、会場で材料を切る等の下処理を行うことはできませんので、あらかじめ下処理をした物を調理するなどの対応をお願いします。

※参考：「模擬店について」、「模擬店での「もち」の提供について」（金沢市）

※食品に手を加える（温める、コップに注ぐなどの軽微なものも含む）ことは全て調理に該当しますので、ご留意ください。

※傷みやすい食品については、持ち帰りの保存について販売時に注意を促してください。

② 従事者は健康に注意するとともに、インフルエンザの症状がある方、もしくは診断された方の調理・販売は、感染拡大のおそれがありますので、ご遠慮願います。また、伝染性化膿性疾患（とびひ）にかかった場合は調理しないでください。

③ 検便については任意とします（金沢市保健所に確認済み）。

④ その他ご不明な点等がございましたら、金沢市保健所衛生指導課（076-234-5112）へお問い合わせください。

(2) 販売品の表示の信頼性の確保について

① 「有機」の表示を行う場合には、有機JASの認定を受け、有機JASマークを必ず付してください。

② 「無農薬」、「無化学肥料」、「減農薬」、「減化学肥料」の表示は行わないでください。農薬を使用せずに生産した等の表示を行う場合は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく表示を行ってください。

③ 生鮮食品については名称と原産地、加工食品については原材料名や内容量等の表示が義務付けられていますので厳守願います。なお、加工食品のうち量り売りの場合は表示を省略できます。

④ 加工食品を販売する場合は、原料の原産地について商品・ポップへの表示等により積極的に情報提供するよう心がけてください。

⑤ その他ご不明な点等がございましたら、石川県農林水産部農業政策課消費安全グループ（076-225-1663）へお問い合わせください。

2 ごみ削減の推進について

(1) なるべくゴミが出ないようにご協力をお願いします。

(2) 試食、販売などで発生するゴミは、各店ごとに「可燃物」「プラスチック類」など回収袋を設置し、分別されるようお願いいたします。

(3) 物品・梱包材（商品、ダンボール、発泡スチロール等）については、まつり終了後、各出展者が持ち帰っていただくようお願いいたします。

(4) 以上について、対応が難しい場合、事前に事務局に相談願います。